

平成30年度「三重県立松阪商業高等学校 部活動運営方針」

平成30年7月20日

1 目標

- (1)本校教育活動の一環としてとらえ、部活動を通して、健康な心身の発達を促進し、豊かな人間形成に努める。
- (2)目標をもった規律ある活動により、自己の能力及び技術の向上を図るとともに、社会生活に必要な態度を育成する。
- (3)生徒一人ひとりの自己指導能力を育成する。
- (4)自他の健康・安全に留意し、危険を予測、回避、対処できる能力を養う。

2 基本方針

- (1)各部の運営にあたっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、保護者との連携を図る。
- (2)充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、バランスのとれた活動計画を作成する。
- (3)生徒が自主的・主体的な活動ができるよう、顧問は指導・助言を行う。
- (4)顧問が安全に配慮することはもちろんのこと、活動する生徒自身が危険を予測、回避、対応ができるよう安全学習に取り組む。

3 運営

- (1)休養日・・・生徒及び顧問の心身の疲労回復や負担軽減を図るために設ける。
 - ① 各部においては、1週間のうち1日は休養日を設定する。原則として土・日曜日のいずれかを休養日にあてる。
 - ② 長期休業中及び定期テスト等中の活動日については各部で別途定める。
- (2)活動(練習等)時間
 - ① 季候や日没時間、生徒の健康・安全を考慮し、原則として平日は3時間以内、休日は4時間以内とする。
※大会開催等により、やむを得ず、上記のとおり設定できない場合は、顧問が事前計画により、校長の承認を得て、休養日・活動時間を変更する場合がある。
- (3)顧問
 - ① 生徒が安心して活動に取り組めるよう、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、家庭(保護者)との連絡に万全を期す。
 - ② 毎月活動計画を立て、校長に提出し、承認を得る。
※土日に休養日が設定できない場合は、活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り翌週に休養日を設定し、疲労回復を図る。また、生徒及び顧問の状況によっては、休養日を複数日設定する。
 - ③ 安全に活動が実施されるよう、事前指導等を充実させる。
 - ④ 活動に立ち会えない場合は、生徒の成長段階に応じた活動内容となるよう、安全に配慮した活動内容について、生徒と共有を図る。

(4) 校外活動・大会参加

- ① 高体連および高文連主催大会、商業系公式大会等を除き、他の大会への参加または、対外練習試合等は、生徒・保護者の負担等を考慮しつつ、日頃の活動の成果が最大限に発揮されるよう、目的等を明確にし、計画・実行すること。

(6) 活動費

- ① 生徒会からの援助費及び部活動後援会費の規定により運営する。
- ② 各部における部費の徴収については、徴収の目的を明確にし、生徒・保護者等の負担軽減に努める。

(7) その他

- ① 緊急時の対応については、危機管理マニュアルに従い迅速に対応する。
- ② 活動(練習等)は、顧問の監督指揮のもとで行う。

4 指導上の留意点

- (1) 保護者・生徒・顧問間の報告、連絡、相談を十分に行い、信頼のもとで望ましい部活経営をする。
- (2) 部員の掌握をする。(出欠席や見学、生徒相互の人間関係の把握と指導等)
- (3) 用具の管理をする。施設・用具の安全点検、道具類の後始末、グラウンド及びコート整備などについて指導し責任をもつ。
- (4) 部室の管理をする。施錠や使用状況の把握と清掃、盗難防止に留意する。
- (5) 外部人材の活用については、学校部活動基本方針や各部の指導方針について、十分理解を得たうえで指導にあたるようにする。
- (6) 活動時の気象条件に留意する。特に夏季の高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症等に十分注意する。また、暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう情報の収集に努める。

5 各部共通で作成するもの

- (1) 活動計画
- (2) 部員名簿
- (3) 緊急連絡先